

# 平成20年度 住民税改正のお知らせ

## 税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置

平成18年中の所得はあったものの、平成19年中に退職等の理由により、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなった場合、税源移譲により平成19年度の住民税（平成18年中の所得で計算）で税負担が上がった分を、平成19年分の所得税で調整することができなくなってしまう。そこで申告することにより、平成19年度住民税を税源移譲前の住民税額まで減額する経過措置が設けられています。なお、この経過措置は、平成20年度のみ適用される制度ですのでご注意ください。

〈対象となる方〉 次の①と②の両方の要件を満たす方

※概ね、平成18年分所得税が課税され、平成19年分所得税が非課税の人が該当します。

- ①  $\text{平成19年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を除く)} > \text{所得税との人的控除額の差の合計額}$
- ②  $\text{平成20年度住民税の課税所得金額 (申告分離課税分を含む)} \geq \text{所得税との人的控除額の差の合計額}$

### 〈計算方法〉

平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を差し引いた額を減額します。既に納税済の場合は還付します。

$$\text{減額 (還付) される額} = (\text{平成19年度住民税の課税所得金額} \times \text{税源移譲後の税率} - \text{調整控除}) - (\text{平成19年度住民税の課税所得金額} \times \text{税源移譲前の税率})$$

### 〔参考〕 住民税と所得税の人的控除額の差

人的控除の種類		所得税	住民税	差 額
障害者控除	普 通	27万円	26万円	1万円
	特 別	40万円	30万円	10万円
寡婦控除	一 般	27万円	26万円	1万円
	特 別	35万円	30万円	5万円
寡 夫 控 除		27万円	26万円	1万円
勤 勞 学 生 控 除		27万円	26万円	1万円
配偶者控除	一 般	38万円	33万円	5万円
	老 人	48万円	38万円	10万円
配 偶 者 特 別 控 除	配偶者の合計所得金額 38万円超40万円未満	38万円	33万円	5万円
	配偶者の合計所得金額 40万円超45万円未満	36万円	33万円	3万円
扶 養 控 除	一 般	38万円	33万円	5万円
	特 定	63万円	45万円	18万円
	老 人	48万円	38万円	10万円
	同 居 老 親	10万円	7万円	3万円
同 居 特 別 障 害 者 加 算	35万円	23万円	12万円	
基 礎 控 除	38万円	33万円	5万円	

### 〈申告〉

対象となる方は、平成20年7月1日(火)から平成20年7月31日(木)までの間に、平成19年1月1日現在お住まいの市町村(平成19年度住民税課税市町村)へ申告する必要があります。

※該当すると思われる方には6月中旬以降、町よりお知らせと申告書の用紙をお送りします。

年齢が65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対しては、非課税措置が適用されてきましたが、少子高齢化が急速に進行する中で、年齢に関わらず公平に税負担を分かち合う観点から、平成18年度課税以降廃止されました。

なお、経過措置として、平成17年1月1日現在において65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する住民税の均等割および所得割については、平成18年度分は税額の3分の2、19年度分は税額の3分の1が減額されていましたが、平成20年度分からは経過措置がなくなり、全額課税されます。

平成17年度	合計所得金額が125万円以下の方	非課税
平成18年度	税額の3分の2を減額	3分の1課税
平成19年度	税額の3分の1を減額	3分の2課税
平成20年度	経過措置の終了	全額課税

## 老年者非課税措置 廃止に伴う 経過措置の終了



〈注意〉

・平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて、平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。

・この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除（配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）額の差の合計額が、平成20年度の住民税の合計課税所得金額（課税長期譲渡所得等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額）以上になる方に限られます。したがって、寄付金控除等の人的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除等によって所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用されません。

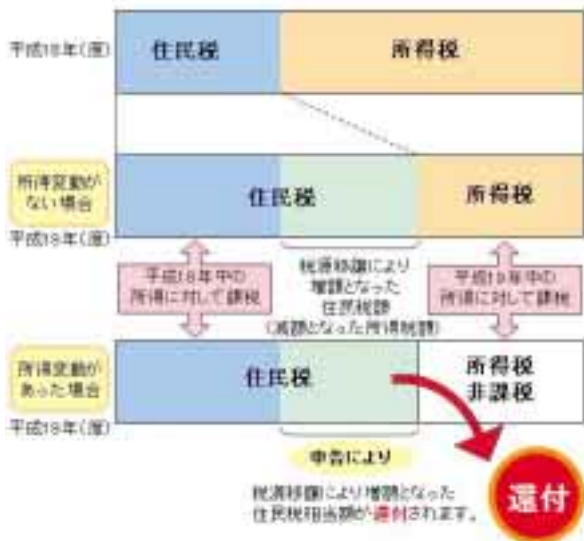
経過措置が適用されるモデルケース

独身で、給与収入300万円(平成18年中)が110万円に減少した場合

$$\text{収入110万円の20年度住民税の課税所得金額1万円} \leq \text{人的控除額の差の合計額5万円}$$

$$\left[ \begin{array}{l} \text{給与収入110万円} - \text{給与所得控除65万円} \\ - \text{社会保険料11万円} - \text{基礎控除33万円} = \text{1万円} \end{array} \right] \quad (\text{独身のため基礎控除のみ})$$

減額措置のイメージ



収入等が変わりがない場合(給与収入300万円)

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	124,000	62,000
住民税	64,500	126,500
合計	188,500	188,500

申告により納付済税額のうち差額を還付

平成19年中の収入が110万円に減少した場合

	平成19年(度)		差額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	64,500	126,500	62,000
合計	64,500	126,500	62,000

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

地震保険への加入を促進する目的で、従来の損害保険料控除は見直され、地震保険料控除が創設されました。これにより、地震保険料の支払から計算した控除額が所得から控除されます。なお、損害保険料控除は廃止になりますが、次の条件を満たす旧長期損害保険料については経過措置として控除することができます。

- ①平成18年12月31日までに契約したもの
- ②満期返戻金等があるもので保険期間が10年以上のもの
- ③平成19年1月1日以後に、その保険について契約等の変更をしていないもの

控除額の計算方法

保険の種類	1年間の支払保険料	地震保険料控除額
A. 地震保険のみ	50,000円以下	支払った保険料の1/2
	50,000円超	25,000円
B. 旧長期損害保険のみ	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円超～15,000円以下 15,000円超	支払った保険料×1/2+2,500円 10,000円
C. 両方ある場合		上記AとBで算出した金額の合計 ※上限額は25,000円

※同一契約で地震保険と旧長期損害保険がある場合は、いずれか一方の額のみを控除対象とすることになります。

地震保険料  
控除の創設